

○我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成8年12月20日条例第30号

改正

平成12年12月21日条例第36号

平成16年9月30日条例第16号

平成20年9月29日条例第30号

平成30年12月25日条例第34号

令和2年9月28日条例第46号

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

我孫子市母子家庭等の医療費等助成に関する条例（昭和59年条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対して、疾病又は負傷による医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

（2）ひとり親家庭等の父母等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 次のいずれかに該当し、児童を監護する父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母及び当該児童

（ア） 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしている状況にない者

（イ） 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が規則で定める程度の障害の状態にある者

（ウ） 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3月）以上明らかでない者

（エ） 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

（オ） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第

10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

(カ) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

(キ) その他(ア)から(カ)までに掲げる者に準ずる者として市長が認めるもの

イ 児童に父母がない場合又は児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であってア(ア)から(キ)までのいずれかに該当するものが当該児童を養育する場合における当該養育する者及び当該児童

ウ 児童に父母がない場合又は児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者(イに該当する養育する者を除く。)が当該児童を養育する場合における当該児童

(3) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(4) 保険医療機関等 社会保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第2項に規定する施術所をいう。

(受給資格者)

第3条 医療費の助成(以下「医療費助成金」という。)を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に住所を有する保護者(児童を除くひとり親家庭等の父母等をいう。以下同じ。)及び当該保護者又は第2条第2号ウに規定する児童を養育する児童の父母以外の者(以下「保護者等」という。)が監護し、又は養育する本市に住所を有するひとり親家庭等の父母等である児童であり、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親に委託されている者

(3) 規則で定める施設に入所しているひとり親家庭等の父母等

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき(規則で定める場合を除

く。)は、助成しない。

(1) 保護者等の前年の所得(1月から10月までに受けた医療にあつては、前々年の所得。以下同じ。)が、規則で定める額以上であるとき。

(2) 保護者等の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で当該保護者等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 市長は、受給資格者の社会保険各法その他法令に基づく療養に要する費用の額の算定方法によって算定された費用の額から次に掲げる額を控除した額を医療費助成金として受給資格者に支給する。

(1) 保険給付額

(2) 保険者が給付する付加給付額

(3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額

(4) 第三者から行われる賠償又は補填の額

(5) 規則で定めるところにより受給資格者が負担すべき額

2 市長は、受給資格者が保険医療機関等において診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該証明に要した費用の額を医療費助成金として支給する。ただし、当該証明手数料が診療・調剤報酬明細書1件につき200円を超えるときは、200円とする。

3 医療費助成金は、受給資格者が保険医療機関等に医療費を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、支給しない。

(助成の方法)

第6条 医療費助成金を受けようとする者が、市長が指定する保険医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)において医療を受けるときは、規則で定めるところにより、受給券の交付を受け、医療保険証とともに指定医療機関等に提示するものとする。

2 市長は、受給資格者が指定医療機関等から医療を受けたとき(受給資格者が当該指定医療機関等に受給券を提示したときに限る。)は、当該受給資格者に支給すべき医療費助成金に相当する額を当該指定医療機関等に支払うものとする。

3 前項の規定により指定医療機関等に支払がなされたときは、受給資格者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対し医療費を支払った場合にお

いて、医療費助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格者が指定医療機関等に受給券を提示しなかったとき。

(2) 受給資格者が指定医療機関等以外の保険医療機関等において医療を受けたとき。

(届出義務)

第7条 受給資格者は、第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき又は氏名、住所その他の規則で定める受給資格者に係る事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費助成金を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市母子家庭等の医療費等助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料について適用し、同日前に行われた医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料については、なお従前の例による。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による受給券の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても行

うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受ける医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。